

厚生労働省発生食0304第2号
令和4年3月4日

薬事・食品衛生審議会
会長 太田 茂 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之
(公 印 省 略)

諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第12条及び第13条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. L-酒石酸カルシウムの添加物としての指定の可否について
2. L-酒石酸カルシウムの添加物としての規格基準の設定について